

## 要望の趣旨

「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57年法律第85号）」が制定されて以来、実に27年ぶりに抜本的かつ総合的な改正が行われたところでもあります。

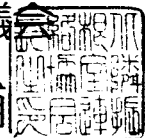
国は、本法律改正において、自らの責務について明確化することをはじめ、国庫補助の嵩上げ条件の緩和、また北方領土問題に起因する漁業経営の安定化支援等、北方領土隣接地域の振興等に対する強い姿勢を示しております。

つきましては、北海道においても隣接地域の振興対策に向け、地域財源対策の充実など、次の措置を講じられますよう要望いたします。

平成22年1月18日

北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会

会長 根室市長 長谷川 俊 輔



# 要 望 項 目

## 1. 「北方領土隣接地域振興等基金」の域内運用に向けた調査検討の継続

北方領土隣接地域振興等基金の運用益が減少する中、隣接地域の振興を着実に促進するため、現行の「北海道北方領土隣接地域振興等基金条例（昭和58年北海道条例第18号）」を改正のうえ、同基金の原資100億円の一部を隣接地域内で貸付運用を実施することについて、これまで協議を行ってきたところであります。

しかしながら、平成22年4月の「改正北方特別措置法」の施行を控え、制度を設計するに当たっては、未だ多くの課題が残されていることから、引き続き域内運用の調査・検討を願います。

## 2. 北方基金の域内運用に替る「地域財源対策」の充実

上記の「北方基金の域内運用」については、引き続き調査・検討を要することから、当面の措置として、平成22年4月の「改正北方特別措置法」の施行に併せ、隣接地域の振興対策に向けた、北海道独自の地域財源対策の充実を願います。